○九州地方整備局告示第百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人福岡県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	樋口　博
変更後	佐藤　光俊

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○九州地方整備局告示第百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人長崎県住宅・建築総合センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	桑原　徹郎
変更後	宮原　和明

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	桑原　徹郎
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○九州地方整備局告示第百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人熊本県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	上田精一郎
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

四(1)　専任の管理者の氏名の変更

変更前	田**邉**　肇
変更後	岩下　修一

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

○九州地方整備局告示第百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人宮崎県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	伊藤　睦子、日高　昭弘、齊藤　豊　繁光、徳丸
変更後	原田　竜一

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤山　登、永友　朗
変更後	藤原　憲一、菊池　剛司

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

五(1)　専任の管理者の氏名の変更

変更前	齊藤　豊
変更後	中山　道生

(2)　変更年月日

平成二十三年四月一日

国会事項

衆議院

質問書提出

五月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東日本大震災発生を受けたいわゆる「復興外交」に関する質問主意書（浅野貴博提出）

内閣総理大臣の衆議院解散権に関する質問主意書（柿澤未途提出）

介護現場における医療行為に関する質問主意書（木村太郎提出）

参議院

質問主意書転送

五月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

柔道整復師養成施設などへの学割・通学定期券の適用に関する質問主意書（中原**八**一提出）（第一三一号）

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」に関する質問主意書（上野通子提出）（第一三二号）

枝野官房長官の福島視察に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第一三三号）

災害ボランティア活動担当の辻元補佐官の活動に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第一三四号）

平成二十三年度税制改正案に関する質問主意書（長谷川岳提出）（第一三五号）

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

国務大臣　玄葉光一郎

財務大臣野田佳彦海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（五月三日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　江田　五月

外務大臣松本剛明帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（五月四日）

○財務大臣臨時代理解職

国務大臣　玄葉光一郎

財務大臣野田佳彦帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

判事兼簡易裁判所判事に任命する（以上五月六日）　坂田　千絵

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　枝廣　直幹

関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（五月一日）

官庁報告

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

宮城労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県電気機械器具製造業最低工賃（平成21年宮城労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成23年５月10日

宮城労働局長　小山　浩一

１　適用する家内労働者　宮城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者